

介護福祉士資格取得支援事業費補助金に関するQ&A

番号	質問	回答
1	代替職員の雇用期間について、対象となる研修等の対象期間と全部又は一部が重なっていれば、いつから雇い始めてもいいのか。	対象研修を受講する職員の業務を代替するために雇用する職員であれば、雇用の始期は問わない。 ただし、補助対象経費は申請年度中の経費に限る。
2	対象経費について、研修期間中の人件費及び委託料のみが補助対象になるのか。	業務引継等を考慮し、研修期間及びその前後1ヶ月分の人件費及び委託料を対象経費とする。